

令和8年度 つくばみらい市就学援助制度のお知らせ

つくばみらい市では、経済的な理由により就学に必要な費用の支出が困難なご家庭に対し、学校教育で必要な費用（新入学用品費、学用品費、給食費等）の一部を援助する就学援助制度を設けています。

※就学前新入学用品費の支給を受けた方で、引き続き就学援助を希望する場合は、この申請を改めて行う必要があります。

就学援助の支給の対象となる方

- 小中学生の保護者で、次のいずれかに該当するつくばみらい市民の方

対象となる理由	申請書に添付する書類
①生活保護の停止又は廃止になった方	原則不要
②市民税の非課税の扱いを受けた方	原則不要
③市民税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
④個人の事業税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑤固定資産税の減免の扱いを受けた方	減免決定通知書の写し
⑥国民年金の掛金の免除の扱いを受けた方	保険料免除申請承認通知書の写し
⑦国民健康保険の保険税の減免又は徴収の猶予を受けた方	保険税減免決定通知書・徴収猶予許可通知書の写し等
⑧児童扶養手当の支給を受けている方	原則不要
⑨生活福祉資金の貸付けを受けている方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩職業安定所登録日雇い労働者の方	日雇労働被保険者手帳の写し等
⑪世帯全員の所得合計額が基準※以下の方（下表参照）	令和8年1月1日現在 ①つくばみらい市に住民登録があった方 →不要（※） ②つくばみらい市に住民登録がなかった方 →世帯全員分の市民税課税（非課税）証明書（18歳以上）
⑫その他特別な事情がある方	主たる生計者が死亡の場合など具体的な事由の記載による

※⑪に当てはまる方で税（所得税・市民税）の申告が済んでいない方は、所得の有無に関係なく、必ず申告を済ませてください。（給与、年金のみの方を除きます。）

〈所得基準の参考例〉

世帯構成	世帯全員の所得合計額（持家）	世帯全員の所得合計額（借家）
2人（母・小学生）	約166万円	約238万円
3人（父・母・小学生）	約220万円	約292万円
3人（母・小学生2人）	約229万円	約300万円
4人（父・母・小学生2人）	約279万円	約351万円

※上記は、世帯構成員の年齢等によって異なりますので、目安としてご覧ください。

支給額・申請方法などは、裏面をご覧ください

就学援助費の内容（年間支給額）

支給費目	小学校		中学校	
	1年	2~6年	1年	2~3年
学用品費	11,630円		22,730円	
通学用品費		2,270円		2,270円
新入学学用品費	57,060円		63,000円	
校外活動費（宿泊なし）	実費相当額（上限1,600円）		実費相当額（上限2,310円）	
校外活動費（宿泊あり）	実費相当額			
修学旅行費	実費相当額			
給食費	実費相当額（認定後は給食センターに直接支給）			
医療費	所要額（学校保健法に規定する疾病治療のみ）※虫歯、中耳炎等			
卒業アルバム費	11,000円（第6学年のみ）		8,800円（第3学年のみ）	
学習通信費	24,000円（1世帯あたり）			

※上の表は令和7年12月時点での金額になります。費目や金額について変更になる場合があります。

- 年度途中に就学援助認定された場合は、支給される金額が年額と異なります。
- 新入学学用品費は、4月に認定されている小中学校1年生のみが対象となります。ただし、既に新入学学用品費の就学前支給を受けた方は対象となりません。
- 校外活動費・修学旅行費は、認定を受けている期間中に参加された方のみが対象となります。
- 医療費は、受診した医療機関に市が直接支払います。（※事前申請必要）
- 学習通信費は兄弟姉妹で認定されている場合、一番上のお子様にのみ支給します。

申請方法

- 申請場所 お子様が在学する学校へ提出してください。
- 申請期間 随時、学校経由で申請。

※令和8年5月31日までに申請して認定された場合は、4月から支給対象となります。

※ただし、給食費に係る口座振替（口座引き落とし）の関連から申請はできる限り4月末までにお願いします。

※6月以降の申請は、申請のあった翌月から支給対象となります。

- 申請書 申請書、確認同意書を記入し、必要な証明書を添付して学校に申請書を提出してください。
- 小学校と中学校それぞれにお子様が在籍している場合は、それぞれの学校に1部ずつ提出する必要があります。申請書類は学校又は教育委員会学校総務課で配付しています。
- 毎年度申請が必要です。自動継続はされませんので御注意ください。

就学援助認定通知

- 御提出された申請書等により審査をし、就学援助費認定通知書（又は否認定通知書）を6月以降に郵送により通知します。6月以降の申請については随時、通知します。

就学援助費の支給

- 就学援助の認定を受けた方が指定する金融機関に振り込みます。ただし、学校徴収金の未納がある場合は原則学校へ直接振り込み、残額を学校から支給します。
- 支給時期 年3回（原則7月、12月、3月）に分けて支給します。

お問い合わせ先

つくばみらい市教育委員会 学校総務課 学務係 電話 0297-58-2111（代表） 内線 7107